

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	キャンペーンの運営方法に異議を申し立てないという規約について	<p>「#誇れよ吹田 ハッシュタグキャンペーン」に、 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018880/1018923/1037268/index.html >※応募者は、本キャンペーンへの応募にあたり、募集要項及び吹田市の運営に従うものとし、その運営方法に異議を申し立てないものとします。</p> <p>との記載がありますが、この「異議を申し立てない」という表現について疑問があります。</p> <p>一般的に、運営上の裁量に従う旨の規定が設けられることは理解しておりますが、本件のように包括的に「異議を申し立てない」とされている場合、正当な意見や改善提案、あるいは手続き上の疑問点の指摘まで制限されるように読めます。</p> <p>特に自治体が主催する事業であることを踏まえ、市民からの意見や問い合わせまで制限すると、運営の透明性に疑問が生じます。</p> <p>民間でも、このような規約があった上で参加しても、明らかな不公平・違法な運営があった場合、規約は無効になる可能性が高いと理解しております。</p> <p>参考:https://www.bengo4.com/c_23/n_9633/ >消費者契約法その他の法令によって、こうした条項は一方向的に購入者の利益を害する内容の場合には無効とされることがある。上記の規約のうち一部のものは、特にその運用次第では、効力を否定されることもありうるだろう。</p> <p>以上を踏まえ、この「異議を申し立てない」という表現は今のままで良いとお考えでしょうか。</p>	<p>募集要項に定めております「吹田市の運営方法に異議を申し立てないものとします」につきましては、本キャンペーンの運営及び審査は主催者である吹田市が行うということ、また結果に関する個別の問い合わせには対応いたしかねることを意図して記載しております。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、より適切な表現とすべく募集要項の修正を行ってまいります。</p>	シティプロモーション推進室	R8.3.27	R8.4.1
2	紫金山公園山の地面が危険	<p>紫金山公園山南側の池のほとりの地面がぼこぼこ沈下します。以前から沈下していますが、最近ひどくなりました。沈下の数が急に増えて、また深くなりつつあります。足を踏み外すと捻挫しそうです。検討をお願いします。</p> <p>10年以上前に施工した排水の劣化が原因ではありませんか。</p>	<p>排水設備との因果関係はないと思われませんが、広場の整地を実施する旨を電話でお伝えし、御了解いただきました。</p>	公園みどり室	R8.3.23	R8.4.2
3	C130-市民に「大阪府子ども・大学生等への食費支援事業」の周知が必要	<p>標題について、大阪府は早くに予告周知がされていましたが、吹田市のHPでは確認が出来ませんでした。申込受付が、昨日(3/26)から開始されています。</p> <p>⇒添付画像。C130-大阪府子ども・大学生等への食費支援事業 ※昨年9月12日にもC67で、令和7年度大阪府の若者への食費支援事業の周知要について投稿しております。 ※市議会の常任委員会の中の健康福祉常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>お問い合わせくださりありがとうございます。</p> <p>大阪府子ども・大学生等への食費支援事業については、昨日付けで吹田市ホームページにて掲載しております。対応が遅くなり申し訳ございません。</p>	福祉総務室	R8.3.27	R8.4.6

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	図書館の説明責任不備	<p>1月に発生した図書館システムの障害に関して、中央図書館に対して以下の通り問い合わせと回答依頼を行ってきました。</p> <p>1. これまでの経緯 1月9日(金) 年末年始の図書館システム改修後の初日で、終日レスポンス遅延が発生。 図書館に対し、原因および再発防止策をWebで質問。 1月10日(土) 図書館システムのサーバから異常メッセージを検知。 同様に原因・再発防止策をWebで質問。 1月22日(木) 図書館よりメール回答。 内容は「想定外の事象により一時的に不安定な状況が発生した」とのみ記載され、具体的な原因・再発防止策は示されず。 そこで以下を追加で依頼。 ・事象の明確化 ・発生原因 ・再発防止策 2月2日(月) 図書館に電話で確認したところ、担当O氏より「原因・再発防止策は今では言えない」との回答。 将来的には回答可能と受け取れる内容であった。 2月3日(火) 進展がないため、Webで回答を催促。 2月25日(水) 図書館からメール・電話ともに回答がないため、市政窓口に対し、図書館への回答催促を申請。</p>	<p>図書館からの回答につきましては、令和8年3月25日付のメールで差し上げたとおりです。 ご不便をおかけし申し訳ございませんでした。</p>	中央図書館	R8.3.26	R8.4.8

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>3月10日(火) 図書館より電話で「原因はアクセス集中であった」との説明。 3月11日(水) アクセス集中であったことを裏付ける資料(数値データ)の提示を依頼。 3月25日(火) 図書館よりメール回答あり。 しかし、アクセス集中を裏付ける資料の提示はなく、「個別の資料提供は行わない」「今後同様の問い合わせには回答を差し控える」との内容であった。</p> <p>2. 現在の問題点 3月25日の図書館からのメール回答は、以下の点で重大な問題があると考えています。</p> <p>1) アクセス集中を裏付ける資料の提示を拒否 「想定を上回るアクセスがあった」との説明のみで、CPU使用率やアクセス数などの根拠資料は一切示されていない。</p> <p>2) 行政文書の提供を拒否 「業務上必要な資料は適切に取り扱っているため、個別の提供は行わない」として、資料の存在を認めながら提供を拒否している。</p> <p>3) 説明責任の放棄 「今後、同様の内容のご連絡を頂戴しても回答は差し控える」と明言し、市民からの正当な質問に対する回答を打ち切る姿勢を示している。</p> <p>4) 原因説明として合理性を欠く 1月9日のレスポンス遅延は終日継続しており、一般的なアクセス集中(数分～数時間で収束し、深夜帯は低下)とは整合しない。 この点についての説明も一切ない。</p>				

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>以上より、本件は単なる利用者対応の範囲を超え、市政としての説明責任・情報公開・行政文書管理の問題であると認識しています。つきましては、中央図書館が適切に説明責任を果たすよう、市政からの指導(箴言)をお願い致します。</p> <p>3. 図書館に求める回答内容</p> <p>1) アクセス集中であったことを示す資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月9日終日および1月10日午前中のサーバーCPU使用率の時系列値 ・上記データに基づく「アクセス集中であった」ことの説明 <p>2) アクセス集中であることを立証できなかった場合に求める事項</p> <p>なお、1月9日のレスポンス遅延が終日継続していたことから、本件はアクセス集中では説明できないと考えています。一般的にアクセス集中は数分～数時間で収束し、深夜帯には低下するため、終日遅延が続く現象とは整合しません。そのため、アクセス集中であることを立証できない場合は、以下の事項について回答を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ根拠のない「アクセス集中」という説明を利用者に行ったのか ・1月9日のレスポンス遅延の原因 ・1月10日の異常メッセージ発生の原因 ・上記2件の原因を裏付ける資料 ・再発防止策 <p>4. 回答形式について</p> <p>前回の市政窓口への報告に対する図書館からの回答は、理由の説明がないまま電話でのみ行われ、文書として残されませんでした。行政の説明責任は、市民に対して内容を明確に示すだけでなく、後日検証可能な形で行政文書として記録に残すことによって初めて果たされるものです。そのため、今回の回答については必ず文書(メール)で行うよう、図書館にご指導いただければ幸いです。</p> <p>以上、よろしくお願い申し上げます。</p>				
5	犬の糞尿	<p>No2:2:61(亥の子北公園) 周辺歩道及び山田第三小学校迄の歩道は通学路に指定され、多くの子どもたちが利用しています。その歩道上に毎日のように犬の糞が放置されているため子どもや保護者及び地域住民は大変困っています。</p> <p>現地見聞の上、早急の対策を切にお願い致します。</p>	<p>当該歩道の犬の糞放置の状況について、現地確認を行いました。今後は、道路柵等に犬の糞マナー啓発の看板設置をし、当該歩道を犬の散歩で利用する飼い主へ啓発を行います。</p>	衛生管理課	R8.3.26	R8.4.8

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	デジタル商品券の申し込み画面入力について	今日から始まりましたデジタル商品券の申し込み画面入力についてですが、「世帯主 番地」まではわかるのですが「世帯主 号」「世帯主 枝番」というのは何でしょうか？ 特に「世帯主 号」は入力必須ですので、お教えてください。	申し込みフォームの住所の記載ですが、 例)「大阪府吹田市泉町1丁目2番3-4号 吹田マンション5号室」の場合は、 「町名:大阪府吹田市泉町 ※郵便番号からの自動入力」 「丁目:1」 「番地:2」 「号:3」 「枝番:4」 「マンション名及び部屋番号、方書:吹田マンション5号室」 の入力となります。	地域経済振興室	R8.3.26	R8.4.8
7	C128-2。「令和8年4月1日から離婚届の様式が変わります」の周知が必要	1) 標題について、3月24日に投稿。市民部市民課は、3月25日に市HPのサイトを更新されましたが、市HPの到着情報に届出がされていません。⇒これでは、市民に周知が出来ているとは思えません。 2) 市のサイトでは、民法の一部を改正する法律の概要がサイトの冒頭に説明文がありますが、「すでに離婚し単独親権になっている場合も、家庭裁判所に変更を申し立てられる。」…についての追記が必要と思います。 ⇒添付画像。C128-2。吹田市のサイト。離婚するとき(離婚届) ⇒添付画像。C128-2。4月から離婚後「共同親権」スタート。朝日新聞 3) 吹田市の2025年度の離婚件数を教えてください。 4) 吹田市に新たに転入をされる方、業務時間外に市役所に初めて来られる方に分かり易い案内図の提供が必要と思います。⇒業務時間外の戸籍届の窓口(地下1F宿直室)の位置図で、低層棟の西玄関の位置が増築前の図(入口が変更)になっています。⇒修正が必要。新しく吹田市民になられる方は、市HPを見られた第一印象が吹田市の行政のイメージになると思います。 ⇒添付画像。C128-2。吹田市の業務時間外窓口の図 ・阪急電車吹田駅から市役所への改札口(西改札口・東改札口)の追記が必要。図の阪急吹田駅のホーム長さが短いので、地階へ下りる階段は、南改札口からの方が近い図に見えます。…錯覚されるかも…。また低層棟の1階と地階の間の2本線が通路に思えてしまいます。⇒波線(~~線)にされたら分かり易いと思います。⇒欲を言えば豊中市役所の閉庁時の窓口案内のように、画像があれば分かり易いです。 ⇒添付画像。C128-2。豊中市役所の閉庁時の窓口案内画像 5) 女性のための相談窓口の市民部人権政策室および市民部男女共同参画センターへの情報提供は、されていますか。 ※市議会の文教市民常任委員会委員長ならびに法制室に供覧を願います。	1) について 2) のホームページ更新に併せて、到着情報に届出しました。 2026年4月7日付【更新】「離婚後の未成年の子に対する共同親権について」 (担当:市民室) 2) について 令和8年4月7日、「離婚するとき(離婚届)」のページに家庭裁判所での手続きにより、共同親権に変更することができる旨、掲載しました。 https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018370/1018371/1006657.html (担当:市民室) 3) について 年度(4~3月)ごとの件数ではなく、年(1~12月)ごとの件数にはなりますが、下記ホームページ内の「令和7年版吹田市統計書(PDF版)1」の「人口」内に離婚届の件数が掲載されております。 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019075/1019079/1043551.html 令和7年の件数は499件です。 (担当:市民室) 4) について 令和8年4月7日、業務時間外の戸籍届の窓口の位置を示す地図を更新いたしました。 https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018370/1018371/1006652.html (担当:市民室)	市民室、市民相談室	R8.3.31	R8.4.10

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>Q:供覧回付について、これまでにお願いをしておりますが、供覧回付(投稿内容の転送)の担当部署は、市民の声の窓口である市民総務室ですか？ or 投稿内容の処理の部署なのか教えてください。 →今後、投稿に対するの回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>5)について 各所管室課で必要な情報収集を行っていることを確認しております。 (担当:市民室)</p> <p>供覧回付月日の記載について 供覧回付につきましては、市民の声の窓口である市民相談室が担当しております。 投稿内容の回答を担当室課から〇〇様へ直接回答する場合がありますので、供覧の回付月日の記載は難しいと考えておりますが、基本的にメール收受日の翌日または翌々日に供覧回付をさせていただきます。 (担当:市民相談室)</p>			
8	イラン戦争による石油不足の市の対応について	<p>最近イラン戦争による石油不足の影響で医療用プラスチックの生産について不安があります。吹田市では医療用プラスチックの備蓄はどうなっていますか？ また、市民に対して無駄な電気は使わないや店に対しては自動販売機の駆動停止やネオン消灯やパチンコ屋やゲームセンターの輪番休業日を設けるなど節電の強化の呼びかけをして欲しいです。 担当者様よろしく申し上げます。</p>	<p>医療用プラスチックの備蓄について 吹田市立休日急病診療所では、医療材料について概ね1か月分の在庫を確保しており、現時点においてもそれらが不足している状況にはございません。 しかしながら、中東情勢による石油関連製品の不足等が生じる恐れがあることから、メーカーや卸売事業者等からの情報提供に留意し、引き続き適正な在庫を確保できるよう努めてまいります。 次に、市立吹田市民病院につきましては、次のとおり確認しました。 院内各所に配置している医療材料と供給を委託している業者の倉庫に医療材料があり、それらを合わせると約3週間～1か月分の数量を確保している状態になっています。 それらの医療材料の中には、原油由来の製品も多く含まれております。 4/2の時点では、中東情勢に関する「欠品」の案内は届いておりませんが、「欠品」の前段階である「買い込みを控えるための注意喚起」が各メーカーから出ている状況とのことです。 (担当:健康まちづくり室)</p> <p>節電の強化の呼びかけについて 本市では、地球温暖化対策のため、日頃より市ホームページなどで節電の取組を呼び掛けています。今後、国の動向や社会情勢等を踏まえながら、節電の取組を強化するかどうか検討します。 (担当:環境政策室)</p>	健康まちづくり室、環境政策室	R8.3.31	R8.4.10
9	放置自転車の撤去依頼	<p>放置自転車撤去をお願いします。放置して1ヶ月経過。 場所:豊中摂津線歩道(府道大阪府吹田市山田南52-5 スギ薬局前の歩道) 自転車情報:盗難防止番号は、「〇〇〇〇」 新しい電動自転車 鍵がかかっている 吹田市警察の調べでは、盗難被害届けがなくて、自由に処分してよいとのこと。</p>	<p>市民の声にて、ご要望頂いております放置自転車の件につきまして、総務交通室より回答いたします。 現地を確認したところ、道路管理者である大阪府茨木土木事務所が警告をしており、令和8年4月23日の撤去に向けて手続きを行っているようです。 撤去については、今しばらくお待ちいただければと思います。 <連絡先> 大阪府茨木土木事務所 072-627-1121</p>	総務交通室	R8.4.8	R8.4.10

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	C131-市HP「市役所へのアクセスで江坂からの阪急バスルート図」の追記が必要	<p>1) 標題について、吹田市役所へのアクセスのサイトの江坂駅から市役所への阪急バスルート図のリンク先には、江坂駅がありません。だいぶ前にこのルートは廃止されています。総務部総務室は、阪急豊津駅経由のバスのルート図リンクの追記が必要。またJR吹田駅からバスで来られる方(マイナンバーカードの更新で来られる高齢者など)のことを考えると、2ルートの併記が必要。</p> <p>⇒添付画像。C131-市役所へのアクセスで江坂駅からの阪急バスルート図リンク</p> <p>⇒添付画像。C131-市役所へのアクセスで江坂からの阪急バスルート図。江坂駅なし</p> <p>※吹田市の職員の中に、江坂駅から通勤をされている方もおられると推測した場合、吹田市は「相互注意」の職域文化が必要と思います。</p> <p>2) 市役所への行き方(電車で)⇒阪急千里線、吹田駅すぐ…の記述がありますが、南改札口から西側を出られたら、遠回りになり悩まれると思います。⇒改善が必要。</p> <p>・新しく吹田市民になれる方は、市HPを見られた第一印象が吹田市の行政のイメージになると思います。</p> <p>※人事室および広報課への供覧をお願いいたします。⇒今後、投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。※某議員の方から「受領していません」…とのことでしたので。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>御指摘の件につきまして、ホームページの掲載内容を更新いたしました。今後も市民の皆様にとって分かりやすい内容となるよう、必要な情報の掲載に努めてまいります。</p>	総務室	R8.4.1	R8.4.14
11	D04-厚生労働省の「国民生活基礎調査へのご協力をお願い」について市民への周知が必要。	<p>標題について、調査開始が4月中旬からですが、吹田市のHPには、掲出がされていません。</p> <p>1) 健康医療部保健医療総務室は、速やかに市民に周知をされますように。他市では4月1日に周知をされています。</p> <p>⇒添付画像。D04-厚生労働省。国民生活基礎調査</p> <p>2) 今年の調査は、「世帯票」と「所得票」の2種類あります。吹田市の特殊詐欺の発生件数は、令和6年が131件。令和7年が154件と増加しており、市民への早期の周知で、市民の協力により調査がスムーズに行われるように願っております。</p> <p>・調査員は、調査期間中、都道府県知事・市長に任命された特別職の地方公務員です。訪問の際は、「調査員証」を見える位置に携帯しています。</p> <p>※市議会の常任委員会の中の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。</p> <p>⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>令和8年度の国民生活基礎調査につきましては、現在作業を進めており、近日中にホームページを更新予定です。</p>	保健医療総務室	R8.4.8	R8.4.15

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	D02-市HP「令和7年度 全国統一防火標語及び吹田市防火標語」の内容に疑問	<p>標題について、消防本部危険物保安査察グループが市HPに、4月1日に掲出されていますが、疑問点があります。</p> <p>1) 標題のタイトルに“令和7年度”の語句がありますが、今は8年度であり、令和7年度吹田市消防本部公募標語の発表時期としては、遅すぎると思います。 ⇒添付画像。D02-全国統一防火標語及び吹田市防火標語のサイト</p> <p>2) 標題のサイトには、“募集”の語句があり、もしかしたら令和8年度の標語の募集案内なのかとも思いますが、募集についての説明文がありません。市HPに掲出された目的を教えてください。</p> <p>3) 市HPに掲出に際しては、上司の決裁を受けておられますのでしょうか?。⇒もし、間違いであればサイトの冒頭に掲出の目的の説明文があれば分かり易いです。または削除されませんか?。</p> <p>※市議会の財政総務常任委員長ならびに広報課に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>令和8年4月1日付で組織改編が行われ、ホームページ更新作業を実施する際に誤って新着情報へ掲載されてしまいました。 現在は、削除されています。</p>	安全監理室	R8.4.7	R8.4.16
13	給食について	<p>子どもの給食費無料はとてもありがたいですが、無料にしなくていいので、あともう一品増やしてほしいです。</p> <p>日々子どもたちのために美味しい給食を作ってくださってるのは重々承知していますし、毎月の献立にも目を通しております。ですが、やはり品数も食材の種類も少ないと思います。</p> <p>成長期で食べ盛りの子どもにもっとしっかり食べさせてほしいです。</p>	<p>本市の小学校給食は、学校給食摂取基準に沿った、また食育の観点からも様々な食材を使用し、伝統的な食事などバラエティに富んだ提供ができるよう、献立を作成しております。同時に、衛生管理や危機管理の観点から、調理工程・作業動線で汚染と非汚染やアレルギーとなる食材の交差を避けるなど、食材の使用についても注意を払うことが必要となります。</p> <p>このため、栄養価や調理工程・作業動線などを総合的に判断し、献立を立案しておりますが、この度の御意見につきましては真摯に受け止め、栄養教諭とも共有し、献立作成の際の参考にさせていただきたいと思っております。</p> <p>なお、無償化については国の施策により実施しておりますが、本市が提供する給食に支障が出ることがないように、給食単価につきましても注視してまいります。以上、御理解いただきますよう、よろしくをお願いいたします。</p>	保健給食室	R8.4.2	R8.4.17

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	市民の声の回答について	<p>市民の声では、質問に正しく回答していない例が多数見受けられます。</p> <p>例えば2025年度2月分の8「認可保育園・認可外保育園の補助・こども医療費について」です。</p> <p>この中の2の質問(要望)は「認可外保育園の補助が欲しい」です。その根拠として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育園の入所が厳しい ・認可外保育園の保育料は認可保育園より高い ・東京都では差額の補助があったし、直近では無償化されているが挙げられています。 <p>ところが市の回答は「認可保育所でも保育料を負担しているため、認可外保育所は無償化していない」です。</p> <p>質問は「無償化して欲しい」とは言っていないのに、市は「無償化しない」と答えています。話がかみ合っていない。</p> <p>また市は「認可保育所でも保育料を負担している」と言っていますが、質問は差額があることを問題としているのに市は差額について回答していないので、論点がずれています。</p> <p>対話が成り立っていません。</p> <p>【質問1】 質問に正しく答えなかったのは意図的ですか。「はい」か「いいえ」でお答えください。</p> <p>元の質問をChatGPTに読ませたところ「中学生レベルの国語力があれば読解可能」という評価でした。</p> <p>【質問2】 質問1への回答が「いいえ」だった場合、吹田市職員は中学生レベルの国語力のない人が多数いるということになります。市職員の平均給与は628万円/年です。それだけの給与でありながら中学生レベルの国語力がないのは明らかにおかしいことです。なぜこういう事態が起きるのか、ご説明ください。</p>	<p>【質問1】について いいえ</p> <p>【質問2】について ご指摘いただきました「認可保育園・認可外保育園の補助・こども医療費について」の中の「2 認可外保育園の補助について」につきまして、本市では「保育料に対する補助又は無償化の要望」であると認識しています。</p> <p>認可外保育施設の利用に対しましては、国の「幼児教育・保育の無償化」の取組みの一つとして、本市におきましても、2歳児までの児童については、保育要件のある非課税世帯を対象に月額42,000円、3歳以上児については、保育要件のある全ての世帯を対象に月額37,000円を上限として利用料を補助する制度を実施しております。</p> <p>本件の回答にあたり、当該制度を念頭に、利用料への補助が「無償化の取組み」であることを前提として回答を作成したことが不十分な説明となった要因であると考えております。</p> <p>今後は、質問の趣旨や要点を整理し、市民の方にとって分かりやすい回答となるよう努めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R8.4.6	R8.4.17

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	D01-市HP「現行の行政組織図・組織改正」のサイトの内容が分かりにくいです	<p>1) 標題について、行政経営部企画財政室は4月1日に市HPに掲載されていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲出されていません。⇒市民ならびに都市計画室・資産経営室の業務の一部を移管の記述があることから、関係事業者に周知が出来ているとは、思えません。 ⇒添付画像。D01-現行の行政組織図・組織改正のサイト</p> <p>2) 主な改正点の項で、「債権管理課、市民室を市民室へ、都市計画室・資産経営、総務予防室」の部署の名前が記載されていますが、… ①「市民室を市民室へ」の意味が不明。⇒間違っていないでしょうか？ ② 改正される目的・内容の説明文が全く無く、市民・関係事業者には理解不能と考えます。⇒各改正部署の文頭に【〇〇部】の追記をされると分かり易い。加えて、目的・理由・内容等の説明文の追記が必要。 3) 組織改正が、4月1日付けで行われるのであれば、4月1日に来庁される方のことを考えると、予告期間を考えて事前に周知されたほうが良かったと思います。 ※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ⇒投稿に対する回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付日日の記載をお願いいたします。</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>1)について 関係事業者等への周知につきましては、各部署が必要に応じて対応を行っているものと認識しております。トップページの新着情報への掲出につきましては、御意見も参考に、今後も市民の皆様にとってより分かりやすい情報発信となるよう努めてまいります。</p> <p>2)について ①ご指摘いただきました箇所は修正いたしました。今後はこのようなミスが無いよう注意してまいります。 修正前:市民室を市民室へ、～ 修正後:市民課を市民室へ、～ ②改正の目的・内容につきましては、掲載内容のとおりです。部局名の記載も含め、市民の皆様にとってわかりやすい内容となるよう、今後も努めてまいります。</p> <p>3)について ご指摘いただいた内容も参考に、事前の周知方法等につきまして検討してまいります。</p> <p>※供覧日につきましては、別途市民相談室より回答させていただいております。</p>	企画財政室	R8.4.6	R8.4.17
16	D03-市HP「令和7年度(2025年度)監査結果報告書を公表しました」の内容に疑問	<p>標題について、監査委員事務局が市HPに、4月7日に掲出されていますが、疑問点が有ります。</p> <p>1) 標題のサイトの監査報告書には、公文書の記番号ならびに監査委員のお名前のページが抜け落ちていませんか？ ⇒添付画像。D03-令和7年度(2025年度)監査結果報告書。監査委員の名前なし ⇒添付画像。D03-令和6年度(2024年度)監査結果報告書。監査委員の名前あり [私見]:社会通念上(民間上場企業、自治会の決算報告)では、監査委員のお名前が記されています。</p> <p>2) 標題のサイト内の過去の監査報告書(令和6年度～令和2年度)の監査委員のお名前が4名ですが、⇒吹田市監査委員に関する条例。第2条 監査委員の定数は、5人とする(平成3年8月14日条例第12号)の記載が有ります。 ・市条例には、監査委員の定数は、5人と決められているのに何故、これまでの監査委員が4人だったのでしょうか？</p> <p>3) 監査委員の任命権者は誰ですか？ ※市議会の正議長ならびに副議長に供覧を願います。 ⇒投稿に対する回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付日日の記載をお願いいたします。</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>1)について 御指摘のとおり、公開した監査結果報告書に、文書の鑑となるページが抜けておりました。当該文書を吹田市長に提出する際には鑑文を添えて提出していますので、従来から公開用のデータにも鑑文の写しを付けておりましたが、今回の公開用のデータを作成する際にその作業を失念したために起こったものです。直ちに修正いたしました。</p> <p>2)について 監査委員の定数については、地方自治法第195条の規定により、政令で定める市(人口25万以上の市)にあつては4人とされており、同条ただし書きにおいて条例でその定数を増加することができることとされています。平成18年6月の地方自治法改正により条例で定数を増加することができるようになったことから、会計制度に高い専門知識を有している者を委員として選任するため条例を改正し、平成20年4月から、当時いなかった公認会計士の資格を持つ委員が選任され5人体制となりました。当時の委員のうち1人が任期満了となった以後は、公認会計士の資格を持つ委員を含む4人で運用しております。 条例に規定する定数に関する取扱いについては、法定の数を満たす範囲において市の裁量で柔軟に運用しております。</p> <p>3)について 監査委員は、地方自治法第196条第1項により普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、これを選任するものとされています。</p>	監査委員事務局	R8.4.8	R8.4.20

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	D07-「片山公園コインパーキングの精算機屋根のシートが剥がれて有りません」	<p>標題について、片山市民プール前のコインパーキングの精算機屋根のシートが剥がれて(入り口側のみ)、鉄パイプの骨組みだけになっています。</p> <p>1)最近、菜種梅雨の時期で雨天の日が多いので、利用者は困っておられると思います。 →添付画像。D07-片山公園コインパーキングの精算機屋根のシート無し(3月29日)</p> <p>2)公園みどり室は、添付画像の状況をいつ把握されていますか？。状況把握の情報の入手元はどこからですか？。</p> <p>3)私が現場発見から既に2週間が経過。改修予定はいつですか？。現場に掲示されたら・・・</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>片山公園にありますコインパーキングはタイムズ24株式会社が運営しております。精算機屋根の不具合につきましては、運営会社に状況を説明し、早期に修繕していただくようお願いさせていただきました。</p> <p>以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	公園みどり室	R8.4.10	R8.4.21
18	図書館の説明責任不備(第3回投稿)	<p>1月に発生した図書館システムの障害に関して、中央図書館に対して以下の通り問い合わせと回答依頼を行ってきました。</p> <p>1. これまでの経緯 1月 9日(金) 年未年始の図書館システム改修後の初日で、終日レスポンス遅延が発生。 図書館に対し、原因および再発防止策をWebで質問。</p> <p>1月10日(土) 図書館システムのサーバから異常メッセージを検知。 同様に原因・再発防止策をWebで質問。</p> <p>1月22日(木) 図書館よりメール回答。 内容は「想定外の事象により一時的に不安定な状況が発生した」とのみ記載され、具体的な原因・再発防止策は示されず。 そこで以下を追加で依頼。 ・事象の明確化 ・発生原因 ・再発防止策</p> <p>2月 2日(月) 図書館に電話で確認したところ、担当O氏より「原因・再発防止策は今では言えない」との回答。 将来的には回答可能と受け取れる内容であった。</p> <p>2月 3日(火) 進展がないため、Webで回答を催促。</p>	<p>図書館からの回答につきましては、令和8年3月25日付のメールで差し上げたとおりです。 御不便をおかけし申し訳ございませんでした。 なお、市政窓口にいただいた御意見・御要望につきましては、担当室課での対応となります。</p>	中央図書館	R8.4.9	R8.4.22

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>2月25日(水) 図書館からメール・電話ともに回答がないため、市政窓口に対し、図書館への回答催促を申請。</p> <p>3月10日(火) 図書館より電話で「原因はアクセス集中であった」との説明。</p> <p>3月11日(水) アクセス集中であったことを裏付ける資料(数値データ)の提示を依頼。</p> <p>3月25日(火) 図書館よりメール回答あり。 しかし、アクセス集中を裏付ける資料の提示はなく、「個別の資料提供は行わない」「今後同様の問い合わせには回答を差し控える」との内容であった。</p> <p>3月26日(水) 図書館への回答促進依頼を市政窓口を投稿。</p> <p>4月 8日(水) 図書館よりメール回答あり。 しかし内容は「図書館からの回答につきましては、令和8年3月25日付のメールで差し上げたとおりです。」のみであり、質問への回答意思が全く示されなかった。</p> <p>2. 現在の問題点 3月25日および4月8日の図書館からのメール回答は、以下の点で重大な問題があると考えています。</p>				

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>1) アクセス集中を裏付ける資料の提示を拒否 「想定を上回るアクセスがあった」との説明のみで、CPU使用率やアクセス数などの根拠資料は一切示されていない。</p> <p>2) 行政文書の提供を拒否 「業務上必要な資料は適切に取り扱っているため、個別の提供は行わない」として、資料の存在を認めながら提供を拒否している。</p> <p>3) 説明責任の放棄 「今後、同様の内容のご連絡を頂戴しても回答は差し控える」と明言し、市民からの正当な質問に対する回答を打ち切る姿勢を示している。</p> <p>4) 原因説明として合理性を欠く 1月9日のレスポンス遅延は終日継続しており、一般的なアクセス集中(数分～数時間で収束し、深夜帯は低下)とは整合しない。 この点についての説明も一切ない。</p> <p>以上より、本件は単なる利用者対応の範囲を超え、市政としての説明責任・情報公開・行政文書管理の問題であると認識しています。</p> <p>つきましては、中央図書館が適切に説明責任を果たすよう、市政窓口および教育委員会からの指導(箴言)をお願い致します。</p> <p>3. 図書館に求める回答内容 1) アクセス集中であったことを示す資料 ・1月9日終日および1月10日午前中のサーバーCPU使用率の時系列値 ・上記データに基づく「アクセス集中であった」ことの説明</p>				

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>2) アクセス集中であることを立証できなかつた場合に求める事項 1月9日のレスポンス遅延が終日継続していたことから、 本件はアクセス集中では説明できないと考えています。 一般的にアクセス集中は数分～数時間で収束し、深夜帯には低下する ため、 終日遅延が続く現象とは整合しません。 そのため、アクセス集中であることを立証できない場合は、以下の事 項について回答を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ根拠のない「アクセス集中」という説明を利用者に行ったのか ・1月9日のレスポンス遅延の原因 ・1月10日の異常メッセージ発生の原因 ・上記2件の原因を裏付ける資料 ・再発防止策 <p>4. 回答方法について(教育委員会による検証依頼を含む) 前回の市政窓口への報告に対する図書館からの回答は、 理由の説明がないまま電話でのみ行われ、文書として残されませんで した。 行政の説明責任は、市民に対して内容を明確に示すだけでなく、 後日検証可能な形で行政文書として記録に残すことによって初めて 果たされるものです。 そのため、今回の回答については必ず文書(メール)で行うよう、 図書館にご指導いただければ幸いです。 また、本件は中央図書館および地域教育部が当事者であるため、 同部局への回付では適切な検証が行われません。 教育委員会事務局の教育長、または教育委員会(合議体)による第三 者的な検証と回答 を求めます。</p> <p>5. 市政窓口および教育委員会の対応経過の開示依頼 なお、本件について、 市政窓口および教育委員会が中央図書館とどのようなやり取りを 行ったのか、 回付状況・指示内容・図書館からの回答内容など、行政内部での対応 経過についても併せてご教示ください。 市政窓口および教育委員会がどのような対応を行っているのかが不 明確なため、 適切な検証が行われているか確認する必要があります。</p> <p>以上、よろしくお願い申し上げます。</p>				

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	プレミアム付きデジタル商品券	比較的年配者の多い吹田市で、なぜデジタルメインの施策なのか、しかもペイペイ限定なのか教えてください。デジタルに疎い年配者の配慮が見られない。 大阪市でさえ、紙とデジタルの併用で対応されています。	本事業につきましては、事務費の負担軽減や国がキャッシュレス決済の普及を推進していることなどを踏まえ、デジタルにより実施するものです。 また、決済サービスにつきましては、本事業の受託事業者が、本市の示す仕様条件に見合う決済事業者を選定したところ、PayPay商品券で実施することとなったものです。 いただいたご意見は、今後の地域経済振興の参考といたします。 ご理解の程どうぞよろしくお願いいたします。	地域経済振興室	R8.4.22	R8.4.23
20	吹田市例規集は、なぜ全文検索が出来ない仕様なのでしょう。	先日、吹田市例規集 https://www2.city.suita.osaka.jp/reiki/d1w_reiki/reiki.html を使ったところ、全文検索が出来ず、目次項目を選べないと、全文表示画面画面まで進めませんでした。そこで、交換から担当の法制室に繋いでもらい、探している条例に近い部署に繋いでもらおう、という、前近代的なマンパワー対応が必要でした。 折角、吹田市例規集のようなサイトを構築するなら、構築時にどうして全文検索機能を付けて欲しかったです。また、吹田市例規集のサイトを構築時の、計画書、発注書、仕様書などの書類を市民が閲覧する方法、さらに、市民が吹田市例規集のサイトを市が構築後に、全文検索機能を付けるよう依頼する方法をお示し下さい。	平素は本市行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。 お問合せについて、以下のとおり回答いたします。 市の職員が職務上作成し、又は取得した書類を市民が閲覧する方法につきましては、公文書公開請求があります。 市民が意見を伝える方法につきましては、市民の声、ホームページからの問合せ、パブリックコメント等があります。いずれの方法もホームページから行うことができます。 本件の市民の声にてホームページ用の例規集に全文検索機能を付けてほしいとのご意見につきましては、現在のホームページ用の例規集では、システム上、用語検索の機能を付けることができません。また、現時点では当該機能が付与されたものに変更する予定はありません。 今後とも本市行政にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。	法制室	R8.4.13	R8.4.27

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	日本たばこ協会が作成し、日本教育新聞社が中学校へ送付する「20歳未満喫煙防止ポスター」への対応について	<p>学校教育室長 様 市立各中学校長 様</p> <p>平素より、児童生徒の健全育成及び健康教育の推進にご尽力いただいていることに敬意を表します。</p> <p>20歳未満者の喫煙防止は、健康被害の防止のみならず、将来的な生活習慣の形成の観点からも重要な課題であり、貴職におかれても様々な取組を実施されているものと承知しております。</p> <p>とりわけ、スモークフリーシティを目指しておられる吹田市においては、「新たな喫煙者を増やさないこと」を目的として全庁的に各種施策が連携して実施されていることと存じます。</p> <p>令和7年度スモークフリー幹事会の資料を拝見いたしますと、「たばこを吸わせない教育」として、新たな喫煙者を増やさないことを目的に市内の学校におけるたばこに関するクイズパネルやタール瓶の展示、また学校薬剤師によるたばこの害についての授業が実施されているとのことです。薬剤師会が行った授業アンケート実施結果(令和6年度)によると、二十歳になったらたばこを吸いたいかという問いに対し、小学校では吸いたくない96.1%、吸いたい2.8%との回答であったのが、中学校では、吸いたくない94.6%、吸いたい4.7%と、中学校で、吸いたいが増加する傾向にあることが分かります。したがって、中学校における「たばこを吸わせない教育」は、より重要性を増すものと考えます。</p> <p>さて、昨年、吹田市内の18中学校に対し、日本たばこ協会の関与する「20歳未満喫煙防止」啓発ポスターが日本教育新聞社より送付されている事実が確認されました。当該ポスターに係る送付文について公文書公開請求を行ったところ、〇〇中学校分が公開されました。不存在とされた他の17校についても、請求時には廃棄されてはいたものの、送付はあったとのことでした。各校において実際にポスターが掲示されているかの詳細については承知しておりませんが、少なくとも送付が行われている以上、教育現場において使用される可能性があるものと考えられます。</p> <p>しかしながら、当該ポスターは、市の「新たな喫煙者を増やさないこと」という方針に相容れないものと考えます。2025年度のポスターを参照すると、「夢中の10代は、たばこを吸わないっ！」とルールのみが強調され、喫煙の害については触れられていません。タバコの販売を業とする団体が作成する啓発媒体である以上、喫煙の害を伝えることには制約があると考えられ、これは構造的な限界と言わざるを得ません。</p> <p>また、過去の版においても同様の傾向が見受けられます。2020年度版では「二十歳までの約束、二十歳からの選択」というコピーが用いられており、二十歳以降の喫煙を「選択肢」として示唆する内容となっていました。</p> <p>年度によって表現は異なるものの、日本たばこ協会が公表している過去のポスターを確認する限り、「喫煙の害を伝えない」「将来の喫煙を否定しない」といった傾向は一貫しています。</p>	<p>1について 市立の小・中学校におきましては、学校薬剤師による薬物保健指導などを通じて、たばこや薬物の有害性に関する正しい知識を習得し、自身で判断する力を身につけ、生涯にわたって健康な生活を実践する能力と態度を育てる取組を実施しております。</p> <p>そのため、現状、日本たばこ協会等が関与する「20歳未満喫煙防止」ポスター送付を市立中学校へ希望しない旨の申し入れまでは、考えておりません。</p> <p>2について 学校における掲示物については、各校でその目的に沿って適切に対応しております。</p>	保健給食室	R8.4.15	R8.4.28

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>添付の令和8年2月16日付け神戸新聞11面をご覧ください。日本たばこ協会や全国たばこ販売協同組合連合会など業界による「20歳未満喫煙防止活動」が逆効果であることや、「たばこ産業の販促活動」とも指摘されることが報じられています。</p> <p>2025年度のポスターのQRコードを読み込んだ先の日本たばこ協会のHPでは、「NO UNDER20」のロゴを写真撮影して、タグとともにXに投稿すると、家電製品等が当たるという懸賞企画が実施されていました。このロゴが設置されている場所は、主にタバコ売り場です。したがって、企画に参加した子どもたちにとって、記事中の埼玉県たばこ商業協同組合連合会の担当者の発言にあるように、「今まで気にしなかったたばこを認識するという逆効果」が生じる可能性が十分にあると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、当該ポスターについて教育現場における適切な取扱いを講じていただきたく、次のとおり要望いたします。ご対応をお聞かせ下さい。</p> <p>1 日本たばこ協会等が関与する「20歳未満喫煙防止」ポスターについて、今後は市立中学校への送付を希望しない旨を申し入れること。 2 市立中学校18校において、当該ポスターを掲示しないこと。</p> <p>以上</p>				
22	垂水上池公園の灰皿について	<p>垂水上池公園のベンチ2ヶ所に灰皿が設置されています。缶の入れ物をわざわざベンチにビニール紐でくくりつけてあるものです。先日は高齢男性が使用して立ち去りましたが、その後タバコの箱に吸い殻が引火し、煙が出ていたので水をかけて消火しました。</p> <p>ちゃんとした灰皿でないため吸い殻に簡単に手が届き、子供が遊ぶ場所に無防備に置かれているだけで気になりますが、ましてや火災のリスクまであり危険すぎます。</p> <p>即刻撤去及び注意喚起をお願いします。</p>	<p>今回の事案につきましては、大きな火災や公園施設の損傷となる可能性がありましたので火災予防を実施していただき、ありがとうございます。公園は幼児から高齢者までの幅広い年代の方が体を動かしたり、遊んだり、休養したり様々な利用をする場所です。しかしながら、喫煙については喫煙者のマナーに頼る部分があり、苦慮している状況です。</p> <p>ご指摘のありました灰皿につきましては、大きな火災に繋がる恐れもあり、撤去いたしました。以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	公園みどり室	R8.4.20	R8.4.28

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	D06-2。市HPの「吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事について」のタイトルの提言	<p>標題について、市HPに4月9日に掲出されていますが、このタイトルでは、入札の案内かな?…と誤ってしまいました。⇒スルーされる可能性があり、下記の[仮案]を提言。回答は不要…で、4月9日に投稿。</p> <p>・サイトの内容は、資源循環エネルギーセンターが供用開始後、15年が経過しています。基幹的設備の機能回復を図り、今後の安定的な運転管理を行うために実施するものです。…の説明文。</p> <p>⇒[仮案]:吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事工程(令和7年10月～令和13年3月(約5年6か月))について…に、されたら…</p> <p>1)4月18日にサイトを見ると、タイトルが「吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事の進捗状況」…に修正がされ分かり易くなりましたが、新着情報にタイトルが掲出されておらず、加えて環境部の新着情報にも掲載がされておらず、余程の関心をもった市民しかサイトにたどり着けません。</p> <p>⇒添付画像。D06-2。市HPの「吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事の進捗状況」</p> <p>・市民に関心をもって見ていただくためには、まず、市HP(新着情報)に掲出と、環境部の新着情報にも掲載されませんか。</p> <p>2)摂津市が千里丘駅前の再開発事業で、進捗状況を工事の節目ごとに、市HPに掲出をされています。</p> <p>⇒添付画像。D06-2。摂津市【千里丘駅西地区再開発事業】の進捗状況を更新。4月13日</p> <p>※市議会の建設環境常任委員会の委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>御指摘を受けタイトルを改めた際に、内容についての更新は無かったため、新着の情報が無いものとして新着情報には掲出ませんでした。</p> <p>工事の情報の更新や、新しい工事写真を載せた際に、新着情報に掲出いたします。更新は、1か月に1度程度の頻度を予定しています。</p>	資源循環エネルギーセンター	R8.4.20	R8.4.28

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24	C120-3。市HPの「第51回衆議院議員総選挙の開票結果の誤記の訂正(落選⇒当選)が必要…他」について	<p>標題について、2月8日に選挙が行われ、2月12日に市HPに開票結果が掲載され、3月15日に2回目の投稿。3月30日に回答を頂きましたが、標題のタイトルの内容も含めて小選挙区の得票数(入力ミス?・合計の計算ミス・転記ミス)は、訂正もされずに現状はそのままです。選挙管理委員会の回答文は、1から7まで、まとめて「多岐にわたり貴重な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。(中略)より解り易い記事となるよう図ってまいりますので、(後略)。</p> <p>【前回投稿(再掲)】</p> <p>1)標題について、2月12日に市HPに開票結果が掲載がされていますが、小選挙区(大阪府第7区)の立候補者の、〇〇氏と〇〇氏の2名が“落選”の表記がされていますが比例代表で“当選”をされており、3月2日の選挙管理委員会の回答は、「当落欄の結果につきましては、小選挙区(大阪府第7区)の結果を表示しているものです。」 ⇒現状のままにされるのであれば、欄外に「〇〇氏と〇〇氏の2名は、比例区で“当選されています”」の表記が必要と考えます。 ※お二人に対して大変、失礼であり、また市民(特に投票をされた方)には、誤解を与えないような記述をされるべきと思います。</p> <p>2)市HPの開票結果のサイトの小選挙区の吹田市の得票数計について、“188,647票”ですが、私の合計数は、“188,467票”になります。⇒確認の上、訂正されたし。 ・摂津市の得票数計について、“33,892票”ですが、私の合計数は、“36,963票”になります。⇒確認の上、訂正されたし。 ⇒添付画像。C120-3。小選挙区の開票結果の間違い。吹田市と摂津市。比例代表結果は、(大阪府のサイト)を参照</p> <p>3)[前回投稿内容]:2月12日に市HPに開票結果が掲載がされていますが、投票総数、有効投票数、無効投票数、持帰り票数、不受理票数などの記載がありません。また欄外の“得票率”についての説明文は、無用と思います。</p>	<p>ご意見2について ご指摘のとおり、小選挙区の開票結果合計に誤りがございました。深くお詫び申し上げますとともに、現在は正しい数値へとホームページを修正済みであることをご報告いたします。 今後はこのような事態を招かぬよう、チェック体制の強化など再発防止に努めてまいります。 次に、その他のご意見につきましては、令和8年3月30日付けで回答させていただいたとおりです。 度重なる貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。今後とも、よろしくお願い申し上げます。</p>	選挙管理委員会事務局	R8.4.13	R8.4.30

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>・選挙管理委員会の回答は、「御覧になる皆様に解り易いものとなるよう努めているところでございます。」 ⇒「解り易いものとなるよう…」の記述がありますが、北摂の7市と3町の中で、記載が無いのは、吹田市と高槻市と能勢町のみです。 ・欄外の“得票率”についての説明文は、“得票率”についての記載が無いことから、無用です。誤解を招きますので削除されたし。 ⇒添付画像。C120-3。開票内訳。豊中市と摂津市の例 4)市HPの開票結果のサイトの比例区の項には、吹田市の得票数の表・データについての記載が無く、大阪府の選挙結果の概要のリンクを見て下さい…になっています。 ⇒画像。C120-3。小選挙区得票数の間違い。。吹田市と摂津市。比例代表結果(大阪府のサイト)の下部を参照 ※吹田市が投開票の業務を取り仕切っておられることから、吹田市の選挙管理委員会は、吹田市での開票結果の掲載は責務と思います。 【私見】:文書管理者としての“原本”は吹田市が作成・公開すべきと思います。大阪府のサイトは“非原本”と考えます。北摂7市と3町の内、記載が無いのは吹田市のみです。⇒速やかに記載の上、市HPにて公開を願います。 5)、6):省略 7)小選挙区得票数の間違いに関して、各メディアの方々が、吹田市のデータの取り込みの状況は、分かりませんが吹田市の記者クラブへの説明の要否について西宮市のように検討が必要と思います。 ⇒添付画像。C120-3。2月20日衆議院議員総選挙等の開票結果の不一致調査報告について。西宮市 ※市議会の正議長ならびに副議長に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。</p>				

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>【追伸(情報提供)】 追-1)令和8年2月定例記者会見。日時:令和8年2月10日。P18～22に、後藤市長様の発言「〇〇さんが手厚く絡んでいて健都の創立時には、国と調整する場面で。またコロナの時にどれほど吹田市民が助かったか(部分)」 ・後藤市長様の発言「(〇〇さんは)市議会議員から国会議員になられたということ。内部のことはよくご存知なのでいろいろ相談することもありますし、思いを語られることもあるでしょうし。分厚くなると思います。いい方向に」 ⇒添付PDF。C120-3。令和8年2月定例記者会見。 追-2)〇〇さんが、昨年12月にYahooの広告スペースで“吹田市議会議員の公募”をされていました。 ⇒添付画像。C120-3。〇〇さん“吹田市議会議員の公募”広告 追-3)来年は、吹田市で、市長・市議会議員選挙があります。もし公募に応募された方が市議会議員に当選された場合。また先般の衆院選のHPを閲覧される方がおられると思います。 ※市民の声のサイトに、3月に市の回答文の2件が、今月末には、市HPに掲載がされることにより上記の内容が市民などに周知される事により、問題が大きくなる内に対処されたら如何でしょうか。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>				

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	D08-「麻疹(はしか)の感染者の増加による注意喚起が必要」	<p>標題について、2026年3月末頃から、厚生労働省・大阪府・全国の自治体が注意喚起の情報発信をされています。Yahooのニュースでも全国の発生状況注意喚起が毎日のように掲載。感染力の強いウイルスが原因のはしかは、感染すると約10日後に発症し、39度以上の高熱と発疹などの症状が出る。脳炎を起こす恐れもある。吹田市内では2月16日に市内医療機関から麻しん(はしか)発生届が提出されていますが、吹田市の麻しん(はしか)のHP情報は、2025年9月25日のままです。</p> <p>⇒添付画像。D08-吹田市の麻しん(はしか)HP。2025年9月25日</p> <p>⇒添付画像。D08-厚生労働省の麻しん(はしか)HP。4月13日更新。3月31日発表</p> <p>⇒添付画像。D08-はしか感染増で注意呼び掛け 上野厚労相。4月3日</p> <p>・今年のはしかの感染者は3月22日までで152人に上り、2020年以降の同時期比で最多。</p> <p>⇒添付画像。D08-大阪府の麻しん(はしか)HP。4月10日更新。4月2日発表《府内で麻しん患者が増えています！》</p> <p>⇒添付画像。D08-毎日新聞。はしか 今年の感染者数が累計152人 2020年以降最多。4月3日</p> <p>1)吹田市でも、健康医療部地域保健課は、速やかに注意喚起の情報発信が必要と思います。</p> <p>2)吹田市の麻しん(はしか)HPには、吹田市内では2月16日に発生した(阪急電車千里山～関大前～豊津駅)の情報が掲載されていません。⇒個人的には、発生状況の履歴の掲載が必要と思います。</p> <p>※市議会の常任委員会の中の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。</p> <p>⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>1)について ご意見をいただき、4月17日にホームページを更新しました。</p> <p>2)について 麻しんの潜伏期間は約10日間であることから、麻しんを発症した患者と接触した方が注意を要する間の3月2日までは、情報を掲載しておりました。発生状況の履歴につきましては、掲載することは検討していません。</p>	地域保健課	R8.4.15	R8.4.30

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26	D10-「ゴールデンウィーク期間中の各種業務案内」についての提言	<p>標題について、今年のゴールデンウィークは、早い人は、4月29日(祝)から始まり、5月2日(土)～5月7日(振替休日)の5日間は、吹田市は休業日になります。</p> <p>1)ごみ収集日は、通常通りですか?。それとも変更がありますか?。 2)急な病気などの受診案内について、案内が必要と思います。⇒連休期間中に子供さんや孫さんたちの帰省があります。 3)道路や公園での異常発見時、土木部への緊急連絡先の案内が必要。 ⇒添付画像。D10-吹田市の年末年始の各種業務案内図には、水道部・下水道部は、連絡先の電話番号の記載があります。 [参考]:今年1月からの道路陥没などのニュース ・1月9日:新潟市で、道路の真ん中に“穴”直径約5m、深さ約3m。 ・3月20日:奈良市で午前5時前道路崩落。 ・3月27日:京都市で、駅前の道路が午後5時ごろ陥没。直径1m、深さは2m。 ・4月4日:大分市で、道路沿いの街灯が車道に倒れる。 ・4月11日:金沢市で道路が幅10mにわたって陥没。 ※市議会の建設環境常任委員会委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)ごみ収集日について 年末年始・日曜日以外は、祝日に関係なく収集します。 収集日の朝8時までに、決められた場所に分別し、ごみを出してください。 (担当:事業課)</p> <p>2) 急な病気などの受診案内について 休日急病診療所では、吹田市ホームページに各月の診療日を掲載しており、ゴールデンウィーク期間中についても具体的な日程を御案内しております。併せて、24時間365日電話で御相談いただける「大阪府救急医療情報センター」の連絡先を掲載し、当診療所の診療時間外でも受診可能な医療機関をお探しいただくための情報提供に努めております。 次に、市立吹田市民病院につきましては、ゴールデンウィーク期間中を含む土日・祝休日及び平日午後5時～翌朝午前9時の診療受付の案内について、市立吹田市民病院ホームページのトップ画面に掲載し、周知に努めているとお聞きしています。 (担当:健康まちづくり室)</p> <p>3) 道路や公園での異常発見時の土木部への緊急連絡先について 土木部(道路室・公園みどり室)では、年末年始やゴールデンウィークを問わず、休日夜間の連絡体制を整えており、必要に応じて現場対応を実施しております。 連絡先につきましては、ホームページで御案内させていただいている通常の連絡先にお電話いただきますと、時間外は警備員が対応し緊急時に備えておりますため、御連絡いただきましたら、状況に応じて対応させていただきます。 (担当:道路室・公園みどり室)</p>	事業課、健康まちづくり室、道路室、公園みどり室	R8.4.21	R8.4.30